日刊 JP新東京

No.2897 2020年11月2日（月）

日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部

TEL 03-5606-6784 内線 4353

10/28 東京地本より、11/25 に web 開催される第 21 回中央委員会議案に対する見解が示されたため全文を周知します。

第２１回中央委員会議案に対する東京地本の見解

ＪＰ労組東京地方本部執行委員会

第２１回中央委員会は、コロナ禍への対応として本年６月に予定していた第１３回定期全国大会の延期をふまえ、２０２０年度年間執行方針に沿った運動・活動の補強的な提起を中心に、現下における重要課題について議論・確認を行うとしています。

東京地本は、第２１回中央委員会議案に対し、本部提案について賛成の立場で見解を示し、中央本部の考え方について求めることとし、支部代表者会議において東京の意見を取りまとめることとします。

１．政治課題に対する対応等

（１）旧民進党分裂による負の影響は大きく、「立憲民主党」「国民民主党」「無所属」に分かれ、勢力が細分化されたままの状況が続く中、昨年末からの合流協議を経て、合流新党「立憲民主党」が９月１５日結党し、衆・参１５０名でスタートしました。ＪＰ労組組織内議員も合流新党「立憲民主党」に結集しました。東京地本はこれまでも、東京２２区「山花郁夫」衆議院議員と連携してきており、来年１０月の任期満了、また、いつ解散、総選挙が行われても対応できるよう準備を進めてきており、今後も一層連携を深め対応を図っていくこととします。

（２）１０月２６日には、新政権による臨時国会が招集され、国会の動向等によっては、郵便サービスの見直しに向けた郵便法改正案が取り扱われるとされています。ただ、現場では郵便法改正によって職場がどう変わっていくのか、働き方はどうなるのか等、具体的にイメージできず、今後どうなっていくのか等、不安も大きいと考えます。これまで確認してきている「品質向上・業務適正化キャンペーン」等の取り組み状況の深掘りをはじめ、現場の実態を精査し、郵便・物流業務の適正化と成長分野への適正なリソースシフトに向けて、丁寧な組織内議論と必要な対応を求めます。

２．コロナ禍におけるＪＰ労組の取り組み等

（１）新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、本部は組合員の安全と健康確保の徹底を求めて会社と協議し、時差出勤・テレワーク等の実施、感染防止対策物品の配備等

整理をはかりました。一方、臨機応変に柔軟な対応をはかることとしたものの、職場マネジメントのあり方についての課題も顕在化したことから、是正を求めます。また、現在、日本郵政グループ各社において、「新型コロナウイルス感染予防対策基本的対応方針」やガイドライン等を参考に感染予防策が講じられており、引き続き、新しい生活様式や対応方針等をふまえた安全対策を徹底できるよう継続した会社対応を求めます。

（２）コロナ禍によって、全国大会の延期や機関会議、各種集会が制限されている状況から、「支部との総対話」を実施し、組合員とのコミや役員同士の意思疎通について意見が出され、運動・活動の苦労や負担感を背景に課題が浮き彫りとなりました。３つの視点を通して各機関役員および組合員とのつながり強化策を検討していくとあり、更に議論を深めていくこととします。

３．組織拡大の取り組み

第１３回定期全国大会は延期となったものの、６月に設定した集約日では、３年連続純減となりました。７月の集約結果を見ても東京は地方大会比純減となったことから、２０２０年度の組織拡大方針を示し、拡大行動に取り組んできました。全国大会に向け中間目標として掲げた３０，８００名達成に向けて、第１回拡大集中オルグでの結果を検証しつつ、更に組織拡大行動を強化していきます。

４．２０２１春季生活闘争方針（案）の策定に向けた検討

９月上旬に行った意見集約や第１四半期決算に基づき、日本郵政グループの経営状況および生活実態調査を加味した資料が示され、主な検討項目（６項目）について提案されています。ＪＰ労組が考える事業ビジョン（案）の検討や働き方と処遇のあり方についての客観的合理性の追求、あるべき労働力政策についての検討（中長期的な検討）などが含まれており、時間軸を意識した職場議論を要請します。

５．主な会社施策・重要課題への対応

（１）金融営業に係る営業手当（ゆうちょ・投資信託関係）の見直しに対する要求書の大綱整理について、要求書を提出し概ね受け止めができる回答を引きだしたことについては理解しますが、見直し後の実態については注視していくことを求めます。今後は、総合的なコンサルティングサービスのあるべき姿を見出した上で、これからの営業スタイルや働き方に相応しい給与・手当のあり方等を模索していくとあり、その見直しは幅広い範囲での検討が必要と想定されることから、早期に会社の考え方を引き出し、丁寧な組織内議論となるよう求めます。

（２）宿泊事業への対応について、新型コロナウイルス感染症の拡大により、宿泊事業の業績も深刻な状況となっている中、２０２１年４月に予定していた新子会社化の設立時期を見送るとしており、「今後の事業計画等について別途検討する」とされています。「宿泊事業の将来像および今後の宿泊事業運営のあり方を検討する」としていることから、検討状況を注視しつつ、組合員の雇用と労働条件を最優先に、丁寧な組織運営を求めます。

日刊 JP新東京

No.２８９８　2020年11月4日(水)

日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部

03-5606-6784　内線 4353

JP労組東京 「女性組合員のつどい」の開催について

地方女性フォーラムでは女性組合員の自己啓発や学習・女性組合員同士の情報交流等を通して、組合活動への参画意識を向上させるべく、定期的にイベントを開催しております。２０２０年度の取り組みとして下記の通り「女性組合員のつどい」を開催します。

記

１　開催日時　２０２０年１１月２２日（日）受付：９：３０～
開会　１０：００　終了　１２：３０（予定）
※今回は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、お弁当（昼食）はありません

２　会　場　ホテルベルクラシック東京　6F　コンコード
〒170-0005　東京都豊島区南大塚 3-33-6
TEL：03-5950-1200

３　内容
- 「日本郵政グループの現状と課題」東京地方本部 小林厚志　書記長
- 「オンライン旅行」沖縄編　お土産があります

オンライン旅行とは
昨今の新型コロナウィルス感染症の影響により旅行を身近に感じることが難しくなっている中で、オンラインで疑似体験をして観光地の街を散歩しているような気分を味わえるような企画です。

※今回は、自宅からではなく、会場で体験しますので各自の通信機器は不要です。

4　行　　程（例）※各観光地の動画を駆使し、沖縄のバスガイドがご案内するツアー。
オンラインバスツアースタート　→　米軍基地エリア　→　古宇利大橋・古宇利ビーチ（絶景で有名なスポット）　→　御嶽子御殿（元祖！紅芋タルトのお店で買い物気分を♪）　→　万座毛（隆起した珊瑚岩／高さ20mの絶景です）　→　おきなわワールド（天然記念物の鍾乳洞やエイサー演舞をお楽しむ）　→　終了

5　対 象 者　　女性組合員

6　定　　員　　70名（先着）

6　参 加 費　　1，000円

7　参加費納付期限　11月6日（金）
※参加を希望される方は、組合役員までお申し付けください。

8　その他
（1）交通費の支給は行いません。

以上

大型生命共済「きずな」に加入しよう！

死亡時最高6000万円、配偶者2000万円と補償額がUP！安心価格の掛金で補償する生命共済「きずな」に加入しよう。補償金額は毎年変更することが出来ます。掛金は毎月支払い方式。剰余金は配当金として還付されます。（過去5年間平均配当率32%）　年齢や性別に関係なく一律の掛金なので相互扶助を実感できます。傷害特約にも加入することができ、スポーツでのケガでもバッチリ補償。家族も安心する共済である生命共済「きずな」に加入しよう。　加入申し込みは秋のみ…

日刊
JP新東京
No.2899
2020年
11月5日（木）
日本郵政グループ
労働組合
新東京支部
広報部
03-5606-6784
内線 4353

核兵器禁止条約発効確定

～橋渡し役の日本の責務は重い～

廃絶への道のりは長いとしても、核兵器を非人道的で違法な絶対悪と定める新たな国際規範が生まれる意義は大きい。唯一の戦争被爆国として、日本が果たすべき役割もあらためて問われるだろう。

２０１７年に国連で、核を持たない１２２カ国・地域の賛成で採択されていた核兵器禁止条約の批准数が５０カ国・地域に達した。来年1月に発効する見通しだ。

条約は、核兵器を非合法化して開発、実験、保有、使用などを全面的に禁止する。使用の威嚇も禁じることで核抑止力を否定している。

「核なき世界」を求める国際世論を背景に、核軍縮を保有国に迫る強い圧力となることが期待される。

しかし、当初から実効性は危ぶまれてきた。

批准国・地域は中南米やアジア、アフリカ、オセアニアの小国が大半。米中ロなど肝心の核保有国が加わらず、米国の「核の傘」に依存する日本など一部の非保有国も参加していないためだ。

条約発効の確定を受けて「解決策にならない」「現実味が非常に薄い」といった否定的な意見もあるかもしれない。

ただ、世界の核廃絶への動きは進むどころか停滞が色濃くなっている。核兵器禁止条約は、そもそも保有国の姿勢に業を煮やし、非保有国などが取り組んだものだ。

ことし発効５０年を迎えた核拡散防止条約（ＮＰＴ）は米英仏ロ中の五大国に限定して核保有を認める一方で、「誠実に核軍縮交渉を

行う義務」を課している。

ところが、核軍縮は一向に進まない。加えて条約未加盟のインドやパキスタン、イスラエルが核を保有する事態を招き、北朝鮮の核開発も続いている。

米ロの中距離核戦力（INF）廃棄条約は昨年失効。ロシアの条約違反を理由にトランプ米大統領が破棄方針を伝え、ロシアのプーチン大統領も履行義務を停止したからだ。

来年2月に期限を迎える新戦略兵器削減条約（新START）の延長交渉も、米国は中国も参加する枠組みにしたい考えだが、中国に応じる気配はなく膠着（こうちゃく）状態にある。

核をもって核を制する発想から抜け出せない保有国主導の核軍縮は、前途多難なのが現実だろう。

新型コロナウイルス流行の影響で来年に延期されたNPT再検討会議では、禁止条約が推進国と保有国との火種になるのは確実という。

日本政府は核保有国と非保有国の「橋渡し役」を自任している。しかし核の傘を提供する米国に配慮するあまり、役割を果たしてきたとは言い難い。禁止条約への不参加も被爆者らの怒りと失望を招いてきた。

唯一の戦争被爆国の責任として、核廃絶に向けて禁止条約とどう向き合っていくのか。「橋渡し役」を真剣に担おうとするのであれば、今こそ具体的な戦略を示し、実行していくべきだ。

【R】

大型生命共済「きずな」に加入しよう！

死亡時最高6000万円、配偶者2000万円と補償額がUP！安心価格の掛金で補償する生命共済「きずな」に加入しよう。補償金額は毎年変更することが出来ます。掛金は毎月支払い方式。剰余金は配当金として還付されます。（過去5年間平均配当率32%）　年齢や性別に関係なく一律の掛金なので相互扶助を実感できます。傷害特約にも加入することができ、スポーツでのケガでもバッチリ補償。家族も安心する共済である生命共済「きずな」に加入しよう。　加入申し込みは秋のみ…

日刊 JP新東京

No.2900	2020年11月6(金)
日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部	
03-5606-6784 内線 4353	

『個人賠償責任保険』について

2015年10月に兵庫県で自転車保険の加入が義務化されて以降、全国の自治体で義務化の流れが広まっています。(東京都は2020年4月より)

一般的な自転車保険は「傷害保険」+「個人賠償責任保険」のセットになっていますが、各自治体の条例で加入しなければならないとされているのは、主に加害事故を起こしたときに被害者側に補償できる保険(=個人賠償責任保険)の部分です。

つまり、「交通災害共済」や「きずな」の特約で傷害保険に加入している組合員は、一般的な自転車保険に加入する必要はなく、個人賠償責任保険に加入すればOKです。

JP労組(郵愛)の個人賠償責任保険は今年度から補償額が1億円から2億円にUPし、年間の保険料が前年より430円引き下げられて970円と大幅に改定されています。ぜひご活用下さい。

ご存知ですか？

各自治体の条例により、自転車を利用される方は、保険等への加入が求められています。

自動車保険や火災保険等に同様の特約を付帯している場合がありますので補償が重複しないか、ご契約内容を確認のうえ、お申込み下さい。

日常生活賠償プラン

[illegible]	1X
支払限度額	2億円（免責金額はありません。）
年間保険料	970円

中途加入　保険料表

※中途加入の場合は毎月１０日が加入申込票受付締切で翌月１日からの補償開始となります。

中途加入日（月／日）	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1	5/1
1X	890円	810円	730円	650円	570円	490円	400円	320円	240円	160円

加入希望・資料請求シート

加入希望・資料のご請求は下記に必要事項をご記入のうえ、取扱代理店（株式会社[illegible]）宛にＦＡＸ願います。
株式会社[illegible]　行　（FAX：０１２０-７７９-７８３）

ご記入日						地方本部名					
加入希望日選択肢	7/1	8/1	9/1	10/1	11/1	12/1	1/1	2/1	3/1	4/1	5/1
ご氏名	フリガナ										
	漢字										
生年月日	昭和・平成　　年　　月　　日										
ご住所	フリガナ										
	漢字	〒　－									
連絡先	自宅TEL					携帯電話					
勤務先	会社・　　[illegible]										
勤務先TEL											

【取扱代理店】　株式会社 [illegible]
〒151-8502 東京都渋谷区千駄ヶ谷1-20-6
TEL：0120-025-375（無料）
FAX：0120-779-783（無料）

【引受保険会社】
三井住友海上火災保険株式会社 公務開発部 日本郵政室
東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL：03-3259-6682

2020.03/AHE66/D

日刊 JP新東京

No.2902 2020年11月10日（火）

日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部

TEL 03-5606-6784 内線 4353

小切手発行機の導入への対応

ゆうちょ銀行より、標題について説明を受けたことから周知する

1．会社からの主な説明内容

現在、東京貯金事務センターで実施している振替口座の小切手帳の交付事務は、事前に調達準備（※）している小切手帳を加入者からの請求に基づき送付しているが、同センターに「小切手発行機」を導入し、請求を受け付けた都度、振替小切手用紙に印刷して加入者に送付するよう変更する。

（※）振替の小切手帳は、支払店ごとにあらかじめ必要数を調達（271種類）し、東京貯金事務センターで管理しているもの。

2．主な取扱内容（下線部が変更箇所）

項　目	2021年4月以降 （小切手発行機の導入後）	（参考）現在の取扱い
交付事務	・振替小切手帳の請求受付 ・小切手発行機で振替小切手用紙に印刷 ・振替小切手帳を送付	・振替小切手帳の請求受付 ・資産請求書兼受領書等を作成 ・証票類受払簿に記入 ・請求の振替小切手帳を会計課から受領 ・式紙・消耗品事務システムへの払出登録 ・振替小切手帳を送付
帳票類監査	・振替小切手用紙の監査（1種類） （頻度：半期に一度）	・振替小切手帳の監査（271種類） （頻度：半期に一度）

３．実施時期
２０２１年４月以降（予定）

４．主なやり取り内容
（１）本部は、本件により期待する効果について質した。会社は、現在、支払店ごとに小切手帳を管理しているが、発行機の導入により、請求を受け付けた都度、振替小切手用紙に印刷することとなるため、交付事務や帳票類監査などの事務負担の軽減がはかられる見込みであると考えを示した。
（２）本部は、丁寧な研修を行うよう求めた。会社は、円滑な業務運行をはかるため、２０２１年３月から実機操作訓練を含めた研修を実施するとの考えを示した。
（３）また、要員への影響を質した。会社は、小切手帳の発行業務の取扱量は少なく、要員への影響はないとの考えを示した。

５．本部の判断等
本部は、発行機の導入については、交付および監査事務の軽減が期待できるものと認識している。また、①実機操作訓練など社員研修を丁寧に行っていくこと、②要員への影響はない―との会社の考えが確認できたことから、本件について必要と判断した。

以上

日刊 JP新東京

No.2903 | 2020年11月11日（水）

日本郵政グループ労働組合新東京支部広報部

TEL 03-5606-6784 内線 4353

POSTAL NEWS No.145

トール社を分割し、部門ごとに売却を予定

1. 日本郵政はトールを分割し、部分毎に売却を予定

日本郵政は、子会社である豪州物流企業トールグループを分割し、部門ごとに売却することを計画している。日本郵政は、銀行、保険、郵便と幅広い業態を誇るが、保険の不適正な募集問題と株価下落に苦しんでいる。

トールの売却は、「グローバルなロジスティクスのリーダーになる」とし、投資家を説得する試みの破綻を意味する。

識者によると、「日本郵政は、当初トールの豪州とアジアを焦点としたトール・グローバルエクスプレスというクーリエ・サービスのバイヤーを探した。FedEx、UPS、DHL のようなロジスティクス・グループとプライベートエクイティファンドの間の買い付け競争をあおる作戦だった。」と見ている。

日本郵政は、売値を付けず、売却の過程で値が上がることを望んでいたが、2016 年に行われた 38 億ドルの減損をはじめとするロスを背負い込むリスクがあった。売却のプロセスは既に 11 月に形式的に始まろうとしている。グローバルエクスプレスの売却が確実となった段階で、トールの他のセグメントを売却、その直接の買い手としてエクイティのパートナーを探そうと考えているようだ。

これは、日本の商社も利害を持つ豪州の原料産業に対し、ロジスティクスサービスを提供するビジネスも含むことになる。売却に関わっている人物は、「それはすぐには出来ない。なぜならこのオペレーションを売却する準備には相当の作業が必要だから」と言う。

日本郵政は、売却のプロセスを始めるにあたって、投資銀行と組んだ。その郵便担当によれば、トールの経営を改善するためのオプションを考えているとのことで、それ以上のコメントは避けた。トールもコメントの要請に対し、反応していない。

トール買収は日本郵政の元会長であった西室氏のアイデアであった。巨額の減損処理とその後の困難を目のあたりにし、投資家やアナリストはデューデリジェンス（相当な調査）をきちんと行ったのかと疑問視している。日本郵政のトール買収の後、トールの財政と事業のパーフォーマンスは急速に悪化し、3月までの1年間でトールが出した損失は6億8530万Aドルの損失を出し、昨年の損失である1億1380万Aドルを大きく超えた。グローバル経済の低迷、豪州の山火事、コロナウイルスの危機と言った事柄から来る貨物量の低下にトールは苦しんでいる。トールの業務に対し直接の知識を持つ人々は、「トールは多くの会社の買収を通じ急成長したが、それぞれの会社が持つシステムをうまく統合できなかった」と言う。今年はサイバー攻撃によりトールはサービスを停止することになり、顧客と従業員に大混乱を来した。

出典：ファイナンシャルタイムスFT

2. TWUニューサウスウェールス地本：トールは資産を売却

豪州運輸労組（TWU）の組合員は、オーストラリア・ファイナンシャル・レビューに掲載された「トールの親会社日本郵政がトール全体か部分に分けての売却検討」を読み心配

Qubeがトールの切り出し部分を買う可能性を検討しているが、トールエクスプレスについては対象にならないではないという記事は、特にオーナー・ドライバーを含む労働者を不安に陥れている。

オーストラリアポストも「配達要員ではない労働者に『ボランティア』として労働時間と自家用車を会社に捧げ、大量の小包処理に協力するようにというプロフェッショナルとは言い難い行動をとっている」とメディアに叩かれている。運輸産業のスタンダードを上げる必要があることは明確だ。組合員はスタンダードを上げることを会社に依存することは出来ない。TWUと共にスタンダードを上げよう。ウーバー、アマゾン、オーストラリアポストといった企業は、産業のスタンダードを下げ、会社に利潤をもたらすため労働者を搾取しようとしている。これは皆さんの労働を奪うことだ。より公正な産業のためにスタンダードを強化するために我々TWUと共に立ち上がろう。

出典：TWUニューサウスウェールス州地本

日刊 JP新東京

No. 2904　2020年11月12日(木)

日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部

03-5606-6784　内線 4353

模擬面接の全ての日程を終えて

今年度の模擬面接は、コロナ禍の中で少人数定員制をとり、開催日数を増やして実施しました。12日間のうち3日間については希望者がなく実施はしませんでしたが、9日間でのべ30名近い面接を行いました。

初めてのWebテストで合格した方、何度か面接を受けている方、一次試験を免除されている方等々参加者は様々でしたが、不安とやる気がないまぜになったかのような表情で参加されていた方が多かったように思います。

実際の模擬面接では、やはりうまく話せない人が多く、多くのダメ出しをさせてもらいました。そういう意味では、「失敗してもいい面接」として、役割を果たせたのではないかと思っています。

開催日数を増やしたことで面接官役をお願いした方々には大変な苦労をおかけしました。この場をかりて御礼申し上げます。そして、また来年度お願いします。

来年度に向けて

今回の模擬面接では、毎年面接官をお願いしているヴェテランの方の他にも、昨年・一昨年に合格を勝ち取った若い方が多く面接官役を買って出てくれました。「なにがなんでも面接官をしに来てくれ」ではなく、「都合の合う日に１日でもいいので参加してくれないか」というスタンスにシフトする環境が出来上がってきた証左ではないかと考えています。今後も、面接官役をお願いする方にかかる負担を軽減するよう、システム作りをしていかねばなりません。

面接官用のテキストも作り、事前レクチャーも行っていますので、興味を持たれた方は来年度の模擬面接でご協力いただければ幸いです。

日刊 JP新東京

No.2905 2020年11月13日(金)

日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部

03-5606-6784 内線 4353

集中処理の拡大について

1　概要

郵便番号 135 地域の区分作業の効率化を推進するため、書状区分機を使用した集中処理を拡大する。

2　実施内容

深川局の小型通常郵便物の差し立て及び配達区分を新東京局において集中処理。

〈集中処理拡大対象（小型）〉

	深川局	晴海局		
		104地域	135地域	京橋分室
配達	○		※	
差立	○			

※全国から深川局宛てに送付される晴海局管内 135 地域の郵便物の一部は、配達区分処理だったが、今回の集中処理拡大により、上流である新東京局で 135 地域すべての郵便物の 2 パス処理が可能となる。

3　運送便施設調整

本施策に関する地域内ダイヤを変更。

路線名	調整内容					
	減便	増便	発着時刻変更	立寄変更	車種変更	小計
新東京・晴海		1		2	2	5
新東京・城東			2	2		4

4　実施日

2021 年 2 月 15 日（月）

※差立集中処理は 2 月 15 日（月）、配達集中処理は 2 月 16 日（火）配達分から実施

5　期間雇用社員（時給制契約社員）の契約替え対応

（1）対象者

深川局の郵便部に勤務する期間雇用社員のうち、郵便内務業務に従事する時給制契約社員。ただし、育児休業の承認を受けている社員を除く。

（2）契約替え実施日

2020/2/15（月）

（３）実施方法

管理者から期間雇用社員に対し意向確認を実施し、確認の結果、契約替えをしてもよいという場合は「雇入労働条件変更同意書」を交付。

「雇入労働条件変更同意書」には署名押印の上、所属長へ提出。

契約替えを希望した社員についての現在の担当業務、通勤状況、希望、その他の事情等を契約替え先（新東京局）と調整。

（４）契約替え先の業務

地域区分局等における郵便内務業務全般。

（５）処遇等

基本賃金は、契約替え先の単価

※変更後の基本賃金が、変更前の基本賃金に達しない場合は、臨時評価に基づく資格給が支給されるまでの間は変更前の基本賃金を保証。

（６）局別時間制定数増減数

【2021年2月15日実施】　　単位：人

局名	部名	時間制定数		
		郵便内務		
		一般	非番	計
新東京	第一普通郵便部	1.8		1.8
深川	郵便		▲1.8	▲1.8
計		1.8	▲1.8	

６　地本の対応

地本は、今回の集中処理におけるメリットについて質しました。支社は、今まで、一部の135地域（有明・豊洲）については、配達区分処理で行っていたが、今回の改正により、新東京での２パス処理が可能となり、効率化が図れるとしています。また、運送便についても、トラックの車種変更等、最小の変更で済むよう調整するとしています。

地本は、今施策において、新東京での２パス処理が増えることから、万全を期するよう求めました。

支社は、新東京での２パス処理については、区分機の運用見直しで対応できるとしているが、深川局の期間雇用社員の契約替えの意向状況を見ながら、要員等対応するとしています。

地本は、深川局からの期間雇用社員の契約替えの際には、丁寧な説明を実施し、できる限り本人希望に添った契約替えを行うよう求めました。

支社は、区分機での業務が、深川局に残らないことから、できる限り新東京での受入となるよう進めたいと考えているが、意向に沿わない場合は、深川局での担務変更等で対応を考えているとしています。

地本は、無理な契約変更を行わないことを確認できことから、了としましたが、深川、新東京以外の局を希望した場合の問題も残っているため、関係支部と連携をとりながら対応することとします。

日刊 JP新東京

No.2907 2020年11月17日(火)

日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部

03-5606-6784 内線 4353

日本郵政グループ中期経営計画（2021～2025）基本的考え方の公表

基本的考え方は、次期中期経営計画のベースと位置づけ、来年５月公表を目指し、グループ各社の社員の声を積極的に盛り込み、グループ全体で策定を進めていくとしているほか、次期中期経営計画の対象期間は５年とし、事業環境の変化を踏まえ必要に応じて見直しをはかるとしています。

また、「基本的考え方」のポイントとして、まずはお客様の信頼回復に向けた取り組みを推進し、お客様本位の企業グループに生まれ変わるとしているほか、リアルとデジタル（ＤＸ）の融合による新たに価値創造や地域社会への貢献を掲げ、真の「トータル生活サポート企業グループ」を目指すとしています。

今後は、この「基本的考え方」をベースとした会社検討がさらに進められ、次期中期経営計画が策定されることとなりますが、中期経営計画はグループの経営判断として策定されるものではあるものの、郵政グループの持続性を確保し、組合員の将来にわたる雇用の確保と労働条件の維持・向上を実現するためには、ＪＰ労組のチェック機能の発揮とともに、現場目線での現実的かつ実効性のある具体的な提言が極めて重要であると認識しています。

特に、かんぽ商品に関わる営業問題によって顕在化した課題の改善に向けては、お客様からの信頼回復に向けた取り組みの徹底はもとより、日本郵政グループ全体の本質的な企業風土改革が必須であり、ガバナンス機能の強化はもちろんのこと、グループ一体としてこの困難な状況に立ち向かう強い意志や覚悟が問われているものと考えます。また、日本郵政グループの新たな成長に向け、働く社員一人ひとりが共有・共感できる具体的取り組みも必要であり、本部は日本郵政グループの成長の方向性や、グループ各社の持続性を可能とする具体的方策等に向け、引き続き会社との協議等に臨んでいくこととします。

なお、日本郵政グループ中期経営計画（2021～2025）の基本的考え方の公表に併せ、４社長連名によるトップメッセージが発出されるとともに、中期経営計画の基本的考え方に関する動画メッセージが１１月２４日以降に日本郵政ホームページの社員向け特設サイトに掲載し、社員からの意見を募集するとしています。

大型生命共済「きずな」に加入しょう！

死亡時最高6000万円、配偶者2000万円と補償額がUP！安心価格の掛金で補償する生命共済「きずな」に加入しよう。補償金額は毎年変更することが出来ます。掛金は毎月支払い方式。剰余金は配当金として還付されます。（過去5年間平均配当率32%）　年齢や性別に関係なく一律の掛金なので相互扶助を実感できます。傷害特約にも加入することができ、スポーツでのケガでもバッチリ補償。家族も安心する共済である生命共済「きずな」に加入しよう。　加入申し込みは秋のみ…

医療共済 マイガードに入ろう 加入随時募集中

割安な掛金の医療共済です。補償額が入院1日、3千円、5千円、1万円から選べます。医療に関する保険に加入していない人はまず入っていた方が良い共済です。入院、手術や骨折、1日入院なども対象となります。病気が発見されてからでは加入できませんので、検査を受ける前に加入しておきましょう。深夜勤での疲労の蓄積は思わぬ病気を引き起こします。ぜひとも検討を…。　　詳しくは組合役員まで…

日刊 JP新東京

No.2908 2020年11月18日（水）

日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部

TEL 03-5606-6784 内線 4353

【署名】投票率10%アップを目指す108万6,288人国民運動への取り組みについて

日頃より、JP労組の諸活動にご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、「投票率10%アップを目指す108万6,288人国民運動への取り組み」ついて、**署名活動**に特段の対応をお願いいたします。

1 取り組み趣旨

安倍政権の後継として選ばれた菅官房長官は自民党総裁選挙で圧倒的な支持を得て、第99代内閣総理大臣に指名され菅内閣が発足しました。新政権樹立直後の支持率は各社世論調査において軒並み 50%を超え、その高い支持率を追い風に早期の衆議院の解散総選挙の可能性が指摘されています。

一方で、「立憲民主党」「国民民主党」、「社会保障を立て直す国民会議」および「無所属フォーラム」の2党2グループの合流により、枝

野幸男衆議院議員を代表とする新たな『立憲民主党』が結党されたが支持率は10%前後を彷徨っている状況です。

そうした状況を踏まえ、コロナ禍においても来る衆議院の解散総選挙に向けて政権与党に対峙するための取り組みが必要なこと。また、「投票率10%アップを目指す108万6,288人国民運動」（別添参照）への取り組みについては、組織内議員からも協力要請があることから、JP労組としてもこの運動を推進していくこととしますので、ご協力願います。

※新東京支部締切日時　　11月21日（土）

21日当日は拡大執行委員会が予定されています。当日各分会参加代表者が持参し、支部役員まで提出願います。

繁忙期間中でお忙しいと思いますがよろしくお願いします。

以上

日刊 JP新東京

No.2909 2020年11月19日(木)

日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部

03-5606-6784 内線 4353

２０２０年度年末年始業務運行にかかる留意事項等について

日本郵便輸送(株)より、本年度年末年始繁忙業務について、運送便の安全、正確かつ迅速な業務執行を徹底し、事故・犯罪を発生させないよう万全を期すとしている。

特に今年度は、死亡事故や車両荷室内への郵便物残留事故が発生していることから、再発防止に向けた指導周知の徹底をはかり、労使一体となった年末年始繁忙業務の推進を要請するとして、具体的取り組みについて以下のとおり説明を受けた。

１．基本的留意事項

特に近隣住民等に迷惑をかけないため、また、運行中の休憩や接車時刻までの待機時間に寝過ごし等による遅延を防ぐための指導を行う。

（１）連絡体制
（２）輸送容器の適正授受
（３）適正な運行管理
（４）服務規律の確立
（５）休憩および待機時の注意
（６）社員への指導

２．事故・犯罪防止策

今年度も台風や大雨による災害が発生したため、災害状況および道路状況の把握に努め、災害による運行経路変更時は必ず運行管理者に連絡の上、無理な走行を行わず安全確保に努めるよう指導を行う。

（１）交通事故防止
（２）自然災害時の安全確保
（３）車両火災の防止
（４）車両故障の防止
（５）過積載の防止
（６）郵便物・車両等の保護監視
（７）残留事故の防止

（８）接車漏れ、配車漏れおよび迷走事故の防止
（９）誤送防止
（10）輸送容器の転倒・落下防止
（11）犯罪の防止

３．運転マナーの向上
2019年度は43件（10月末時点）、今年度は同月時点で43件と昨年度と同件数となっている。お客様からの信用を失うことは郵便事業全体の損失であるため、年間を通して運転マナーに関するお客様からの申告件数が減少するよう、より一層のマナー向上の取り組み強化、年末繁忙期のみ執行する協力会社への指導徹底を行う。

４．その他
（１）便名表の掲出について（別添）
ア　期間
2020年11月23日(月)から同年12月31日(木)まで
※期間、表示方法等については支社間で調整可。
イ　地域間便
１）表示様式：白色の用紙に黒字で表示
２）表示場所：フロントガラスおよび荷室内後方上部の開扉した状態で見える場所
ウ　地域内便
支社間調整とする
（２）輸送容器への票札貼付の確認について
別添の宛先標札が輸送容器（地域間運送便）に貼付されるため、送付　　先が誤っていないか必ず確認すること。誤っていた場合は郵便局員に確認すること。
※別紙「２．（９)誤送防止　イ」項目参照

５．本部の判断
本部は、年末年始繁忙業務の正常な業務運行確保および交通・郵便事故防止等の推進にあたっては、「基本動作の徹底」と「安全意識の向上」等が重要と認識しており、社員の理解浸透に向け、改めて安全管理体制の強化を求めた。
会社は、推進に向けて同様の認識を示し、全社を挙げて本年末年始繁忙業務を推進するとしたことから、本件について共通認識のもとに取り組むこととし周知する。

以上

日刊 JP新東京

No.2910 2020年11月20日（金）

日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部

TEL 03-5606-6784 内線 4353

2020年度年末一時金支給
月数2.15月で確認整理

グループ各社より今年度の年末一時金について、２０２０春季生活闘争で妥結した正社員の年間一時金４．３月に基づき、年末一時金を２．１５月とするほか、高齢再雇用社員、短時間社員（日本郵便）、期間雇用社員の支給額等、詳細について正式提案があり、これを了承しました。
支給日は１２月１０日（木）以降準備出来次第となります。

一般社員

年末一時金は、昨年と同じく人事評価結果に基づく査定幅が適用となるが、年末手当の標準月数２．１５月の内訳は、①基本分１．００月、②業績分１．１５月となり、これに人事評価結果や懲戒等により＋０．７８月から△０．５８月の間で支給月数が増減する。なお、今年度４月１日に採用された社員は、前年度評価がないため、業績分については、Ｃ評定（標準）を基本とする。

高齢再雇用社員

（基本給＋調整手当＋職務段階別等加算）×在職期間割合×支給月数1.15月）
※職務段階別等加算は基本給表３号以上について１００分の５

短時間社員（日本郵便）

（基本給＋調整手当）×支給月数１．２９月

アソシエイト社員・期間雇用社員

（１）エキスパート契約社員

ア　医療機関、宿泊施設（調理業務に従事する者）以外（月給制）
　　基本賃金×在職期間割合×支給月数２．１５月

イ　医療機関、宿泊施設（調理業務に従事する者）（月給制）
　　基本賃金×０．３×２．０

ウ　医療機関、宿泊施設（調理業務に従事する者）以外（時給制）
基本賃金×１日の勤務時間数×対象期間１か月平均実際勤務日数×在職期間割合×支給月数２．１５月

エ　医療機関、宿泊施設(調理業務に従事する者)（時給制）
基本賃金の合計額÷６×０．３×実際勤務日数に応じ定める割合

実際勤務日数	支給月数
１２０日以上	１．３５(※1)
１００日以上	１．２５
８０日以上	１．１５
８０日未満(※２)	１．０５

※１：１日の平均勤務時間数が８時間である者は１．９
２：実際勤務日数が６０日以上ある者に限る

（２）月給制契約社員
（基本賃金額＋扶養手当額(※)）×０．３×２．０
※アソシエイト社員に限る

（３）時給制契約社員
基本賃金及び扶養手当(※1)の合計額÷６×０．３×実際勤務日数に応じ定める割合

実際勤務日数	支給月数
１２０日以上	１．３５(※2)
１００日以上	１．２５
８０日以上	１．１５
８０日未満(※3)	１．０５

※１：アソシエイト社員に限る
２：１日の平均勤務時間数が８時間である者は１．９
３：実際勤務日数が６０日以上ある者に限る

日刊 JP新東京

No.2911　2020年11月24日（火）

日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部

TEL 03-5606-6784　内線 4353

足立弘道郵便局の移転について

1　移転概要

足立弘道郵便局は、局舎の耐震性能不足（工事不可能）及び老朽化のため、近隣の物件を探していたところ、このたび別位置に郵便局の移転先として適した物件を確保できたことから、移転を実施します。

2　住居表示

（1）現在位置（現店舗）

〒１２０－００１３　足立区弘道１－３０－３

（2）移転位置（新店舗）

〒１２０－００１１　足立区中央本町２－１９－１０

4　新店舗における業務開始日

２０２１年３月２２日（月）

5　局名改称

移転に伴い「足立中央本町（あだちちゅうおうほんちょう）郵便局」に局名を改称します。

6　新店舗の概要

営業時間（移転前と変更ありません）

7　東京地本の交渉経過および今後の対応

（1）移転に向けたスケジュールとお客さま周知および業務対応

地本は、現店舗から新店舗に移転する際のスケジュールおよびお客さまへの周知方法について説明を求めました。

支社は、移転前最終営業日である２０２１年３月１９日（金）の業務終了後および２０日（土）・２１日（日）に引越作業・新店舗開店準備を行い、２２日（月）の新店舗営業開始に備える予定であると説明しまし

た。

また、発出する指示文書に移転までのスケジュール、事務手続きに関する詳
細や、お客さま周知方法を明記することとし、滞りのない移転作業となるよう万全を期すと説明しました。

地本は、スケジュールをはじめとした移転準備業務に関する事項については、管理者のみが掌握するのではなく、関係する全社員への丁寧な説明と情報共有を行うこと、年度末繁忙期の業務運行に支障がないようにすること、また、移転当日には管理者が立ち会うこと、さらに、記念押印等々、局名改称により発生する付随業務への対応についても、過去の移転局での経験を踏まえた滞りのないものとするよう求め、支社も同様の認識を示しました。

（２）勤務時間管理の徹底

地本は、当該局社員による土日・祝日を含めた事前・事等についての対応、また、部会内等関係社員の作業応援等による出勤がある場合の勤務時間管理については、三六協定遵守を意識したスケジュール管理となるよう指導徹底を求め、支社は指導徹底等の対応を図ると回答しました。

（３）新店舗の特徴

地本は、新店舗の仕様等確認のため説明を求めました。

支社は、新店舗は現店舗の道路を挟んだ向かい側に位置する、コンビニエンスストアが入居していた３階建ての物件であり、現店舗より広いスペースを確保したことを説明しました。

店舗仕様について支社は、３階建て物件の１階の窓口ロビーと窓口事務室は現店舗に比してスペースを拡大し、カウンター構成は、旧店舗同様の郵便窓口２つ、貯保窓口３つと、新たに相談カウンター１つを設置したと説明しました。

また、２階に休憩室を確保したこと、１階と２階にそれぞれ１つずつトイレを設置したことを確認しました。

今後の対応

地本は今後、移転の事前・事後業務が滞りなく行われているか、また、移転後の周辺局への影響と業務繁忙度合いを注視し、問題があれば随時支社対応を図っていくこととしますので、当該支部・分会からの情報提供をお願いいたします。

日刊 JP新東京

No.2912　2020年11月25日(水)

日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部

03-5606-6784　内線 4353

生活設計学習会の開催について

拝啓　向寒の侯、皆様方におかれましては益々ご清栄こととお慶び申し上げます。日頃は、私どもＪＰ労組東京の諸活動にご理解とご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

また、長年に渡り日本郵政グループへのご功績に心から敬意を表します。

この度、ＪＰ労組東京は、満６０歳を迎えた皆様を対象とした「生活設計学習会」を下記の内容で開催いたします。

勤務・休日等で何かとご多忙中とは存じますが、何卒、ご来場いただきますようお願い申し上げます。

なお、このお手紙は１１月２４日を基準に郵送させていただいておりますので、行き違いがある場合があります。予めご了承ください。

略儀ながら、書中をもちましてご案内を申し上げます。

１　開催日時および開催場所

（１）日　時　　２０２１年１月３１日（日）１３時～１５時

（２）場　所　　新宿郵便局９階　大会議室

（３）住　所　　東京都新宿区西新宿１－８－８

（４）交　通　　ＪＲ新宿駅西口下車徒歩約６分

２　主な内容

（１）共済制度の継続利用

（２）資金の有効活用

（３）退職後の仲間の絆　（退職された先輩からのお話 ）

（４）フリートーキング等

3　ご要請等

（1）新型コロナウイルス感染防止の観点から、マスクの着用をお願いします。
　また、受付時に検温をおこないますのでご協力ください。

（2）交通費（ＪＰ労組旅費規程による）を支給しますので印鑑をご持参願います。

（3）郵便局に入るとき、社員証が必要なりますので持参して下さい。

（4）服装の指定は特にありません 。

（5）参加費は無料です。

（6）筆記用具をご持参下さい 。

（7）出欠については会場設営の関係もあり、誠に恐縮ですが同封の葉書にて
　２０２１年１月８日（金）までにポスト投函をお願いいたします。

（8）ご不明な点については職場の支部・分会役員、またはＪＰ労組東京地本
　（担当:渋谷）０３－５５７４－７５６１までお願いします。

【新宿郵便局 ご案内 】

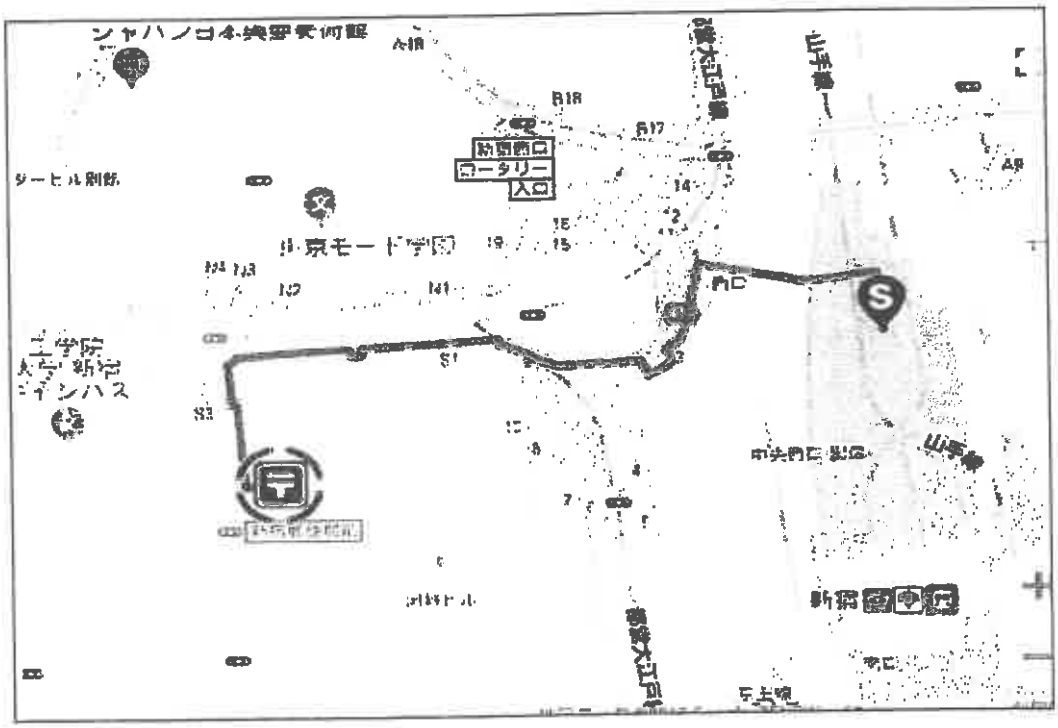

最寄り駅【駅出口】からの所要時間

新宿[西口 8](6 分) 都庁前[A1(B1 側)](3 分) 新宿(東京メトロ)[A18](4 分)

（２）社員周知を丁寧に行うよう求めた。
会社は、支社・郵便局に周知が行き渡るよう配慮する旨回答した。

（３）年賀遅延判断を支社で行うとあるが、その基準を質した。
会社は、郵便局と支社が協議し、支社応援など必要な対策を講じてもなお年賀郵便物の配達に遅れが生じ、お客さまからの問合せの入電が増加すると見込まれる場合、支社の判断により必要に応じて、年賀遅延のガイダンスを流す旨回答した。

４．本部判断

本部は、新型コロナウイルスの感染者が増加している状況およびインフルエンザの感染も懸念される中で迎える年末年始繁忙であり、会社とは様々な意見交換を行ってきた。

とりわけ、個々人が予防に万全を期したとしても、完全に感染を防止するとことは困難であることを鑑み、クラスター発生による年賀配達の遅れを想定した対応を講じるべきとの認識に立ち、お客さま対応等の仕組みづくりや新型コロナウイルス感染症発症時への対応等、改めて社員周知する必要性を求めてきた経緯にある。

今回のナビダイヤル等の対応は、その対応策の一つとして、最低限のお客さま対応として示されたものであり、支社と郵便局の連携を密にする考え方が示されたものと受け止めた。

また、業務休止等について、早期判断が行えるよう一定の基準を示すよう会社に対して強く主張してきたが、画一的な基準の策定は困難であり、感染拡大防止の対策を講じるためには、郵便局・支社間の連携が重要と再確認した。

本部は、引き続き感染拡大の影響を注視しつつ、必要な会社対応をはかっていく。

日刊 JP新東京

No.2913 2020年11月26日(木)

日本郵政グループ労働組合 新東京支部 広報部

03-5606-6784 内線 4353

～年末年始における新型コロナウイルス感染発生時の電話対応に係る対応～

２０２０年度の年末年始業務推進要綱に係る要求交渉の大綱整理で、「クラスター発生等で年賀郵便物の配達に影響が見込まれる場合は、保健所の指導等を踏まえ、ホームページや郵便局掲示でお客さまへの案内を行うとともに、お客さまからの入電に対しても対策を講じる」としていた内容について、郵便局代表電話番号（ナビダイヤル）のガイダンスによっても実施すると会社から説明を受けたので周知する。

１．実施期間

２０２０年１２月１５日（火）から２０２１年１月７日（木）

※上記期間のうち、発生局で必要な期間、ガイダンスを変更。

２．主なやりとり

（１）具体的に郵便局で行う作業や判断について質した。

会社は、通常、郵便局において新型コロナウイルスの感染者が判明した場合は、速やかに支社に報告等することとしており、郵便局においては通常と同じ作業となる旨回答した。

なお、年賀郵便物の配達への影響については、郵便局と支社との協議に基づき、支社において最終判断を行うこととし、本社への連絡は支社が行うと回答した。

日刊 JP新東京

No.2915 | 2020年11月30日（月）

日本郵政グループ労働組合 新東京支部広報部

TEL 03-5606-6784　内線 4353

衆議院・参議院ともに全会一致で
郵便法改正 法案成立！

第２０３回臨時国会に提出されていた「郵便法の一部改正案」が、本日の参議院本会議において全会一致で可決・成立しました。

これまで本部は、組織内議員、政策議員フォーラム会員、立憲民主党をはじめとした総務委員会に所属する議員等と連携し、法案成立に向けて対応してきました。

本法案はが成立したことを受け、２０２１年秋頃を目途に制度の見直しが実施される見通しとなります。本部は職場実態に基づき、刻々と変化する環境を見極めながら、雇用と処遇の維持・向上をめざし、引き続き、具体的なリソースシフトのあり方やオペレーション移行のあり方等に関する会社との協議に臨むこととします。

真野総一郎衆議院議員

本法案はＪＰ労組の対応により、「日本郵便株式会社が、非正規雇用を含む全ての社員を大切にし、～雇用を維持し、処遇や労働条件の改善を図り～略」等の内容を含む、施行にあたっての働く者への配慮等、「附帯決議」に盛り込むことができました。

山花郁夫衆議院議員

[illegible]議院議員

全会一致で可決・成立した参議院本会議の様子（11/27）

郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律案の概要

郵便の役務のなるべく安い料金によるあまねく公平な提供を確保するとともに、日本郵便株式会社と一般信書便事業者との間の対等な競争条件を確保するため、郵便業務管理規程の認可基準のうち郵便物の配達日数及び送達日数に係る基準の緩和並びに配達地により異なる額の料金を定めることができる郵便物の範囲の拡大を行うとともに、一般信書便事業についても同様の緩和等を行う。

背景

SNS、電子商取引等のデジタル化の進展に伴い、手紙、はがき等の物数が減少する一方で、荷物の個数が急増。他方で、郵便事業の人手不足は深刻化しており、労働力確保の観点から、働き方改革への対応が喫緊の課題となっている。

こうした中、情報通信審議会答申（2019年9月10日）を踏まえ、①郵便サービスの将来にわたる安定的な提供の維持、②急増する荷物の配達ニーズへの対応を通じ、利用者利便を確保するため、通常郵便物の配達頻度や送達日数に係る見直し（認可基準の緩和）等を行う必要がある。

※　2001年度のピークから郵便物数は約４割減（262億通→163億通（2019年度））、荷物個数は10倍以上に増加（４億個→45億個（2019年度））

改正内容

１．通常郵便物（手紙、はがき等）の配達頻度の見直し

「週６日以上配達」⇒「週５日以上配達」に緩和（土曜配達の休止）

※　書留、速達等及びゆうパック等の荷物は引き続き土日も配達。
※　選挙運動用葉書、山間地等で配達される日刊紙は、土曜日も配達を実施。

２．通常郵便物（手紙、はがき等）の送達日数の見直し

郵便物の差出の日から「原則３日以内に配達」⇒「原則４日以内に配達」に緩和

※　翌日配達は、翌々日配達に変更見込。
※　書留、速達等及びゆうパック等の荷物は引き続き原則翌日配達を維持。

３．郵便区内特別郵便物の範囲の拡大

現在、個々の「配達局」単位で差し出した場合に割引が適用される郵便区内特別郵便物について、各配達局の上位にある「地域区分局」に一括して差し出しても割引料金を適用。

・信書便法も1～3と同内容の改正（一般信書便事業）。

【施行期日】公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

※ 総務省HPより引用